

## 減額免除制度について（ひまわりコースのみ）

小学生活動には、配食費の減額免除制度があります。減額免除制度の申請をされる方は、下記の《減額免除とは》をご確認の上、「児童館活動参加経費等減額申請書」をご提出ください。

・所得の判定は世帯内の18歳以上の人全員の市民税課税状況を対象とします。

※ここで言う世帯とは住民基本台帳上の対象児童の属する世帯(単身赴任などの保護者を含む)とします。

・対象となる方(被扶養親族に該当する人を除く)の収入申告を済ませておいてください。

《記入の仕方》

- ① 対象となる方全員(世帯内の18歳以上の所得のある方)の名前をご記入ください。記入欄が足りない場合は、空欄にご記入ください。
- ② きょうだいのいる児童は、対象児童名欄に全ての児童の名前を記入してください。
- ③ 減免理由区分がいずれに該当するか分からない場合は、空白のままで構いません。

◎申請の判断はお任せいたします。

◎きょうだいで1枚です。

◎申請後、必要事項を調査し、決定(または却下)通知書を送付します。決定額で配食をお申込みください。

### 《減額免除とは》

| 区分                                                                                 | 免除又は減額する額  |
|------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| (1) 児童の属する世帯が生活保護法<br>(昭和25年法律第144号)による<br>被保護世帯(単給世帯を含む。)であるとき。                   | 全額免除       |
| (2) 児童の属する世帯が当該年度分<br>(4月、5月及び6月分については前年度分)の<br>市民税非課税世帯であるとき。                     | 全額免除       |
| (3) 児童の属する世帯が当該年度分<br>(4月、5月及び6月分については前年度分)の<br>市民税均等割の額のみ在世帯であるとき。                | 半額減額       |
| (4) 児童の属する世帯が当該年度分<br>(4月、5月及び6月分については前年度分)の<br>市民税所得割のある世帯で就学援助を受けている<br>世帯であるとき。 | 半額減額       |
| (5) 児童の属する世帯が災害その他特別の理由により、利<br>用料を納付することが困難であると市長が認める<br>とき。                      | 全額免除又は半額減額 |